

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	11	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度の延長（食品産業及び農薬製造業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を支出した年度の所得税額又は法人税額から控除 (1)と(2)を合わせた控除税額の上限又は(3)の控除税額の上限は、所得税額又は法人税額の30%を限度に税額控除 (1)試験研究費の総額の8～10%（試験研究費割合が10%未満の場合、試験研究費割合×0.2+8%）の額を税額控除 (2)産学官連携の共同研究・委託研究を行った場合、特別試験研究費の12%の額から(1)の税額控除割合を差し引いた割合を乗じた額を税額控除。ただし、比較試験研究費（前3期の試験研究費の平均）の額までが税額控除の対象 (3)中小企業者等については試験研究費の額の12%を税額控除</p> <p>・特例措置の内容 (4)試験研究費が増加した場合の税額控除 次の①又は②を選択適用。控除税額の上限は、上記の(1)又は(3)に係る税額控除制度とは別に、所得税額又は法人税額の10%を限度とする税額控除（平成21年度までの時限措置） ①試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費（前2期の試験研究費の額のうち最も多い額）の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%を税額控除（延長） ②試験研究費の額が平均売上金額（当該年度を含む4期の平均売上金額）の10%を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（（試験研究費割合－10%）×0.2）を乗じた金額を税額控除（延長）</p>		
関係条文	地法第51条、第314条の4、地法附第8条		
要望理由	食品産業及び農薬製造業が抱える諸問題に対応するためには、研究開発にかかる負担を軽減し、積極的な研究開発の推進を図ることが効果的である。また、これら食品産業及び農薬製造業に係る独自の研究開発が難しい民間企業等が、連携して研究開発することが可能な技術研究組合についても、研究開発にかかる負担を軽減し、積極的な研究開発の推進を図ることが効果的である。限定的な予算措置（補助金・委託費）の研究開発支援と比較して税制措置による研究開発支援は、民間企業の研究開発活動に直接的かつ広範囲に支援することが可能であり、技術基盤や競争力強化に直結するものである。		
減収見込額	(初年度) - (76) (平年度) - (76) (単位：百万円)		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> 国税 地方税と同様。 融資、補助金その他 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> 国税 地方税と同様、上乘せ措置の延長を要望。 融資、補助金その他 	
過去の要望経緯	<p>平成18年度 創設 支出した試験研究費の額が増加した場合の特例を創設 平成20年度 創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除（増加型）する制度の創設 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除（高水準型）する制度の創設 平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 拡充 (経済対策)試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ① 平成21、22年度において税額控除ができる限度額を当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ② 平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。</p>		
本要望に対応する縮減案			